

専門工事業における 建設キャリアアップシステムの有効利用

一般社団法人日本機械土工協会は工事の機械化・近代化や安全の確保、合理化の推進、国内外の技能・技術者の育成や福祉の増進等の事業を通じて建設事業の進歩改善に寄与するとともに、機械土工工事に関する施工技術や労働生産性を向上させ、コストを削減し、より良い建設サービスに努めてまいります。

一般社団法人日本機械土工協会



【協会概要】

一般社団法人 日本機械土工協会

【協会設立の目的】

機械土工に関する調査研究等を行い、その成果を普及することにより、国土の利用、整備、保全と市民生活における環境の向上を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

【人材確保・教育支援に関する主な事業】

・人材確保

建設キャリアアップシステム技能者能力評価実施団体

確保、合理化の推進、国内外の技能・技術者の育成や福祉の増進等の事業を通じて建設事業の進歩改善に寄与するとともに、機械土工工事に関する施工技術や労働生産性を向上させ、コスト削減に貢献します。
(職種：機械土工技能者評価
土工技能者評価・申請中)

特定技能1号評価試験 試験作成団体

(建設機械施工／土工：外国人材受入れ)

・教育・育成支援

登録基幹技能者講習 (機械土工／土工)

厚生労働省 建設労働者緊急育成支援事業 (建設機械運転工)

厚生労働省 ジョブ・カード制度推進事業 (機械土工工事科：新入社員教育)

- ・ 入職者が少ない（特に若年層）
- ・ 技能者が定着しない

（建設産業専門団体関東地区連合会アンケート結果）

建設業離職者が仕事を辞めた理由

1. 雇用が不安定
2. 休みがとりづらい
3. 労働に対して賃金が少ない

（厚生労働省「雇用管理現状把握実態調査（平成24年度）」より）

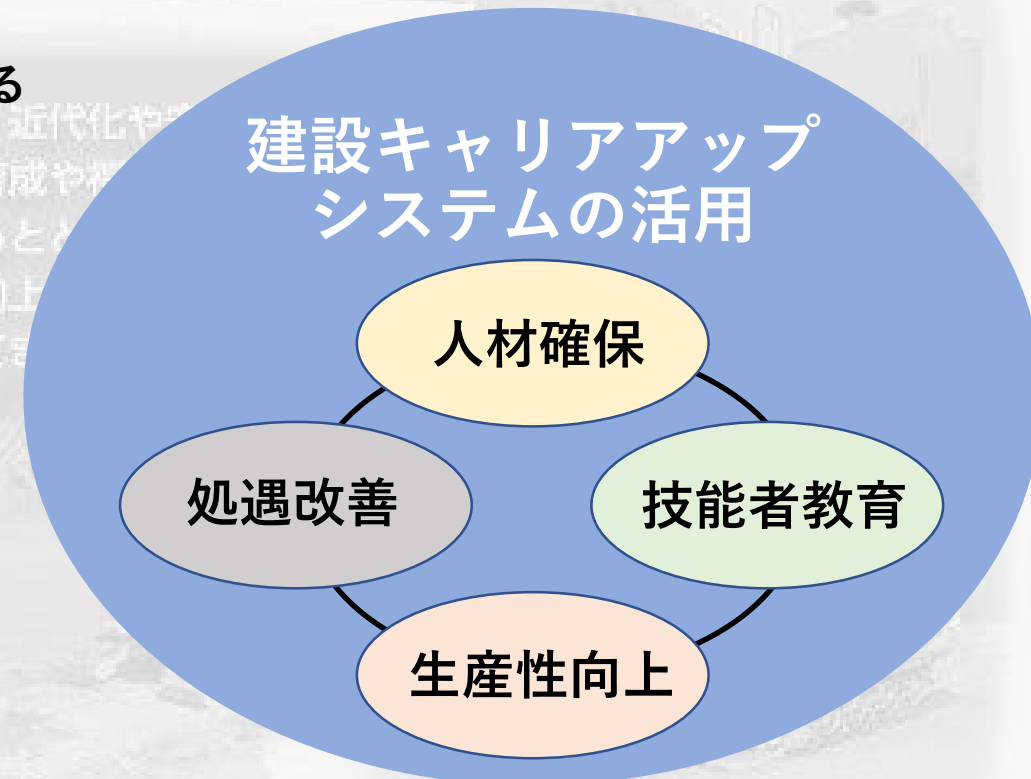
建設キャリアアップシステムの活用

- 建設技能者の能力評価制度
 - ⇒経験・資格保持が客観的に評価される
 - ⇒技能レベルを向上させるための目標が明確になる
 - ⇒就業履歴が評価され、自分の成長が見える
- 専門工事企業の施工能力の見える化
 - ⇒企業の客観的・社会的な評価が明確になる
 - ⇒人材育成や処遇改善等への投資が評価される
- 技能レベルごとの目標年収の提示
 - ⇒能力に応じた待遇の改善が期待できる
 - ⇒入職者が仕事を選ぶ指標になる
 - ⇒将来像が見える
- 工事現場稼働状況の確認
 - ⇒適正な工期・作業難易度に対応した技能者で施工できたか（生産性）
 - ⇒適正な休日が取れたか

建設キャリアアップシステムへの登録

- 就業履歴の蓄積
(経験の証明ができる)
- 保有資格、所属事業所、社会保険加入状況などが明確に

資格を持ち、経験を積んだ建設技能者であることの証明



【専門工事企業としての期待】

建設キャリアアップシステムの活用

専門工事企業

- ・ 入職者が少ない
- ・ 技能者が定着しない

技能者の確保
生産性の向上
適切な企業評価

永続的な企業成長
信頼される企業へ

技能者

- ・ 雇用が不安定
- ・ 休みがとりづらい
- ・ 労働に対して賃金が少ない

安定した雇用
休日の確保
技能に見合う給与

生涯安心して働ける
職場

**建設技能者の社会的地位の向上
専門工事業全体の社会的地位の向上**

【まとめ】

建設キャリアアップシステム

人材確保

能力評価基準

技術技能力の向上

処遇の改善

施工能力の見える化

受注の拡大

経営力の見える化

（技能者にとってのメリット）

技能者が習得したキャリアについて客観的な評価がわかる。（レベル1～4）

入職者が習得するキャリアについてレベルを上げるために必要な目標が明確になる。

「レベルと賃金が連動すると技能者にとって将来設計が描ける」

（専門工事企業にとってのメリット）

施工・精度に対応した技能レベルのCCUS登録者を適切に配置することで、工期や品質・精度の要求に対応でき、元請企業に対してもコンプライアンスの遵守、保安上などの安心感を与えることができる。

雇用している技能者の施工能力や管理能力が評価される「専門工事企業の施工能力の見える化」が実現することにより、企業の施工能力に見合った効率的な工事物件を選択することができる。

CCUS登録者の人員の確保やそのレベルを向上させることにより、就労履歴として積み上げられる評価が向上し、受注機会が多くなることが期待できる。また、保有機械や直用化率を向上させようとしている企業が評価され、一人親方や不良不適格業者が排除されることに繋がっていくことが期待される。

【終わりに】

建設の専門企業は、技能者を雇用して、建設機械器具を保有し、教育訓練により技能者の能力を高めて労働生産性をあげながら、要求された品質の建造物を作り上げる職種です。インフラ整備をはじめ、国土の強靱化や災害対策に貢献する工事の施工を担当する専門工事業界にとって、人材の確保と生産性の向上に貢献する建設キャリアアップシステムはなくてはならない制度であります。

また、工場の現場において作業を担当する技能者にとってはもちろん、人材の母体である国民にとっても、働く年数と修得する資格でキャリアアップし、処遇が結びつくことで将来像が見えることとなります。子弟を安心して建設業界に送り出すことができる環境づくりの入口となるものであり、建設産業全体にとっても重要な制度であると認識しております。

作業に必要な修了証等の管理、携帯について

(就業制限)

労働安全衛生法（第六十一条）

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

就業制限業務（労働安全衛生法施行規則第二十条）

第1項～16項

- ・ 発破作業
- ・ 車両系建設機械の運転作業
- ・ 等

上記業務に就くことができる資格は30種以上

現場で携帯するために**原本管理**

- ・ ポケットが膨らみ作業に支障
- ・ 原本の破損、紛失



CCUSを活用し、措置ができないか？



一人の技能者が20種以上の修了証、免許証を所持・携帯

